

I 校内指導体制及び関係機関

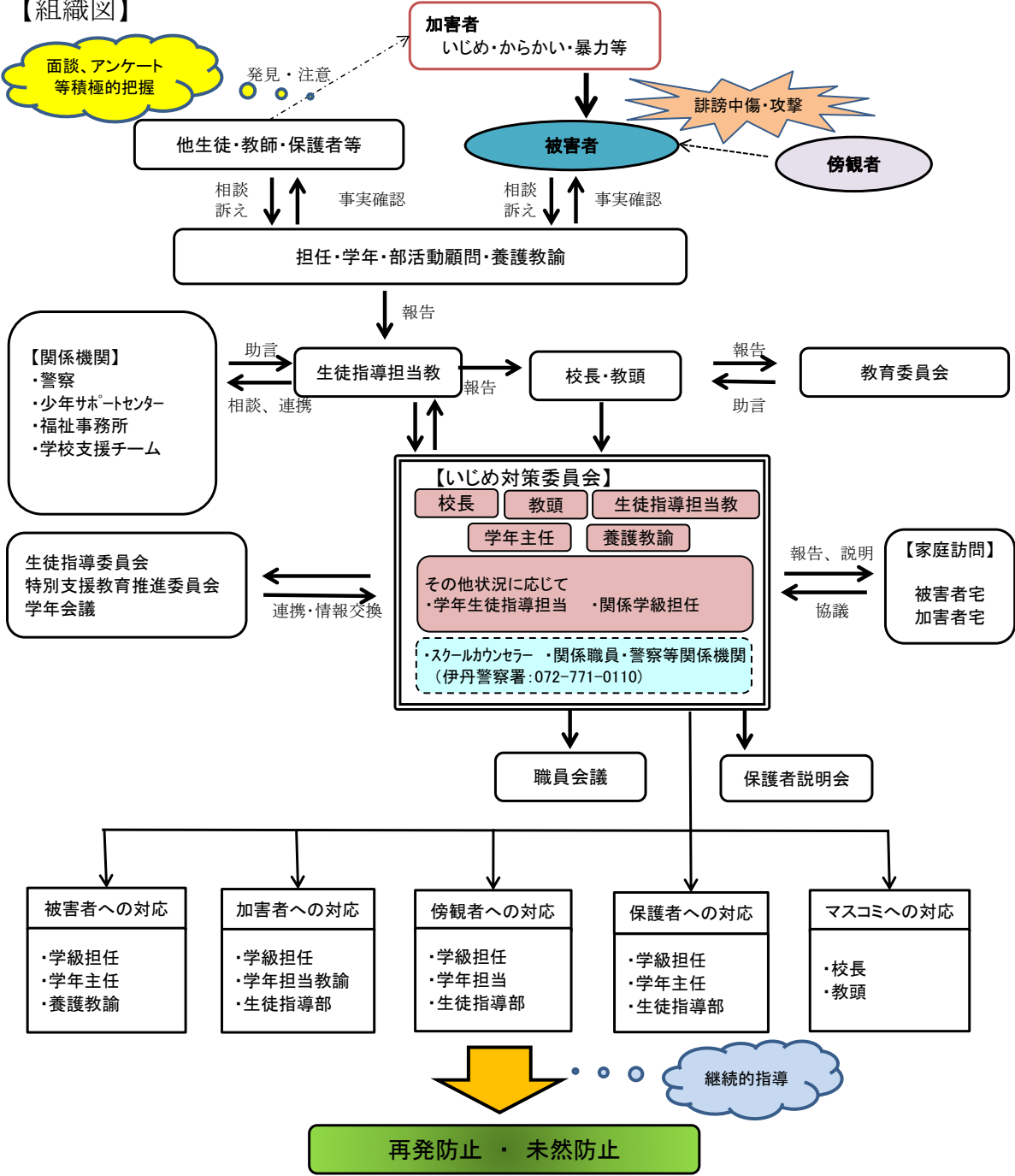
いじめ問題の取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意志を持って取り組む。また、教職員一人ひとりが、いじめ問題をひとりで抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。そのためには、早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取組を進めていく必要がある。その中心となるのが「いじめ問題対策委員会」である。

* 対応方法の詳細については、兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」(平成25年1月版)を参照

いじめ問題対策委員会に

- 校長、教頭及び生徒指導担当教員を中心に、学年主任、養護教諭で編成する。
(事案の状況に応じて、関係職員及びスクールカウンセラー、その他関係機関などを入れてメンバーは適宜編成する)
- 特別支援教育推進委員会と兼ね、事案解決後も継続的に指導・支援するために状況に応じて個別支援計画を立てることも

【組織図】



信頼し合える教育活動を学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解・連携は必要不可欠である。そのために教職員同士が、互いに学級経営や授業、生徒指導的な対応について、気軽に尋ねたり、相談したりできる雰囲気づくりに努め、校内組織が有効に機能し、様々な問題に対応できる体制を作る。また、教育相談週間などを設置し、生徒と向き合う時間を多く確保し、教職員と生徒が心を通い合わせる学校づくりを推進する。